

中小企業信用保険法第2条第6項 (危機関連保証)の認定申請について

■【対象者及び要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店(支店)登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が狭山市であること。
- 2 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 3 経済産業大臣の指定を受けた災害等(新型コロナウイルス感染症)の発生に起因して、この災害を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

■認定に必要な提出書類

次に掲げる書類は、最低限必要な書類です。場合によっては、下記に掲げる書類以外にも、事実関係の確認に必要な書類のご提出を求める場合があります。

	必要書類の名称	部数	備考・注意事項
①	危機関連保証認定申請書	2	指定様式による認定申請書を記入 認定申請書に捺印する印鑑は、実印に限る
②	売上高及び売上見込み明細表	1	指定様式による売上高及び売上見込み明細表を記入 (事前に計算してきてください)
③	履歴事項全部証明書 ※現在事項証明書は不可	1	3ヶ月以内のもの(提出は写しも可だが、必ず原本も持参すること)
④	【法人】決算書の写し 【個人】確定申告書の写し	1	直近のもの(税務署の収受印があるもの、または電子申告の受信通知を添付したもの) ※法人の場合は、勘定科目内訳書を含む
⑤	許認可書の写し	1	許認可等が必要な業種の場合は、すべての許認可証及び変更届等の写し(※建設業で許可を取得していない事業者は、売上元帳・請求書のコピー等が必要)
⑥	月別試算表等の月別の売上高がわかる計数資料の写し	1	試算表や売上台帳など (最近及び前年同月の経費まで判るもの) ※「売上高に間違いがない」旨の証明をしたもの (資料の余白に証明をすること)必ず実印を捺印

◎申請時に、実印が必要になる場合がありますのでお持ち下さい。

※中小企業者以外(金融機関の担当者など)が申請手続きを行う場合は、委任状が必要となります。

※当該認定により必ずしも、融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

※最近1か月とは申込月の直近1か月を指します。

【お問い合わせ】 狭山市商業観光課 Tel 04-2953-1111 内線 2551~2552